

射水市公共工事総合評価委員設置要綱

平成19年11月1日

告示第187号

改正 平成22年3月26日告示第49号

平成28年3月31日告示第62号

平成28年10月7日告示第238号

令和3年3月30日告示第59号

(設置)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項(第167条の13において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する学識経験を有する者として、射水市公共工事総合評価委員(以下「委員」という。)を置く。

(意見の聴取)

第2条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により委員の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関し、2人以上の委員から意見を聴くものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定

(意見の聴取の方法)

第3条 前条に規定する意見の聴取は、会議によって行う。ただし、意見の聴取について特に緊急を要するため会議を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合にあっては個別に意見を聴取する方法により行うものとする。

(委員)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の数は、2人以上とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の責務)

第6条 委員は、総合評価競争入札に参加しようとする者に対し、便宜供与等を行ってはならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員からの意見の聴取に係る事務を処理するため、財務管理部資産経営課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員からの意見の聴取に係る事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日告示第49号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第66号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月7日告示第238号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第59号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。